

○通院時コミュニケーション支援事業にかかるQA

No	項目	質問	質問時の回答
1	対象	精神障害と他の障害を重複して有している方は、精神科受診時のコミュニケーション支援を実施した場合、報酬請求できるか。	精神障害以外の障害特性によるコミュニケーション支援の必要性を支援計画書に記載し、区役所等で必要性が認められれば対象者として報酬請求することは可能です。
2	支給決定	支給申請の際、サービス等利用計画(案)への位置付け・提出は必要か。	支給申請の際にサービス等利用計画(案)の提出は必須ではありません。しかし、計画相談支援の基準省令上「サービス等利用計画の作成に当たっては障害福祉サービス以外の福祉サービスも位置付けるよう努めなければならない」としているため、計画への位置付けに努めてください。
3	内容	透析・リハビリ中、看護師や理学療法士等とのコミュニケーション支援も対象となるか。	対象となります。
4	内容	コミュニケーション支援計画書に記載していない病院に付き添うことは可能か。	原則、コミュニケーション支援計画書に想定する診療科は事前に記入して下さい。やむをえず突発的に受診したものは、後日支援計画書を再作成し本人から同意を得て下さい。(再作成後の区への提出は不要)
5	内容	共同生活援助入居者への通院時コミュニケーション支援を同一法人の日中活動系サービス事業所の職員が行うことは可能か。	共同生活援助事業所の従業者が支援を実施してください。
6	内容	診察時間中のヘルパーへの報酬として、通院時コミュの報酬に加え利用者に自費を求めることはよいのか。	指定障害福祉サービスの運営基準上「指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること」である場合に利用者から費用徴収が可能となっています(他サービスも準用)。通院時コミュについても障害福祉サービスの運営基準と同様の考え方で整理します。すなわち、質問の事例では「サービス提供の一環として行われるもの」と解し、報酬に加えて自費で請求することは認められません。
7	内容	訪問診療・訪問看護の際のコミュニケーション支援は報酬の対象になるか。	対象となりません。
8	内容	健康診断の際の医療従事者とのコミュニケーション支援は報酬の対象となるか。	コミュニケーション支援計画書に位置付けた上で必要性を勘案し、必要性のある方については利用可能とします。
9	報酬	共同生活援助や施設入所支援等で1人の支援者が複数人の対象者に対しコミュニケーション支援を実施した場合は、それぞれ報酬請求ができるのか。	それぞれ報酬請求できます。
10	報酬	複数人の従業者が一人の利用者に対しコミュニケーション支援を実施した場合、報酬はどのようになるのか。	何人が支援しても1人1回につき(200円もしくは600円)の請求額は変わりありません。

No	項目	質問	質問時の回答
11	請求	サービス提供年月を5か月分以上にまとめて請求する場合の請求書はどのように記載すればよいか。	サービス提供月を5か月以上まとめて請求する場合、請求書を複数枚作成します。その際の2枚目以降の請求書には「日付」、「内訳欄」及び「事業者欄(事業者印の押印も必要)」の部分に記載して下さい。請求金額欄は1枚目に全ての合計金額を記入し、2枚目以降は空欄にしてください。
12	請求	明細書はサービス提供月毎に作成する必要があるのか。	明細書はサービス提供月毎に作成が必要です。また受給者が複数人いる場合、明細書の「費用の額計算欄」は受給者番号の小さい順に記載して下さい。 【記載する受給者番号順の例】 0000000001 0000000101 6000000001 6000000101...
13	請求	サービス提供実績記録票のサービス提供者名欄は管理者が記載してもよいか。(平成30年度以降の移動支援の請求の取り扱いと同じでよいか)	サービス提供者名欄を管理者が記載することも可能です。(平成30年度以降の移動支援の請求の取り扱いと同様とします。)
14	請求	サービス提供実績記録票は複数月分を1枚にまとめて記載することは可能か。	サービス提供実績記録票は、複数月分を1枚にまとめて記載することも可能です。
15	請求	1日に1つの病院で複数の診療科を受診したときのサービス提供実績記録票には、サービス提供時間、診療科目をどのように記載すればよいか。	サービス提供時間は、最初に診察を受けた診療科の診療時間を記載します。診療科目は、受診した全ての科を記載します。